

穴水町危険ブロック塀撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀（以下「危険ブロック塀」という。）の撤去に要する費用に対し、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ブロック塀」とはコンクリートブロック造りの塀及び門柱をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる者は、撤去する必要がある危険ブロック塀の全部又は一部を撤去する者で、次にあげる全ての用件を満たすものとする。

（1）撤去するブロック塀において、別表に掲げる危険ブロック塀の判定基準を満たしていない項目が1項目でもあること。

（2）町税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は撤去する危険ブロック塀の道路に面する部分の面積1平方メートルにつき、4,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。なお、この要綱による補助金の交付は補助対象1件につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1）付近見取図
- （2）現況写真
- （3）工事内容を示す図面又は書類
- （4）工事請負契約書の写し又は見積書
- （5）町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了後15日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1）施工後の工事写真
- （2）領収書の写し
- （3）町長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。